

決

議

我々は、今回の道路特定財源諸税暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度関連法案が失効したこと、特に、参議院においては法案送付から一度の審議もなされることなく四月一日を迎えるという無責任とも言える対応に大きな憤りの念を禁じ得ない。

高速道路を中心とした道路ネットワークの確立は、国土軸から離れた紀伊半島に住む我々が、将来に渡って自立していくための最低限のチャンスとして、また、既に危険期に入っている東南海・南海地震への備えなど安全安心な暮らしに不可欠な要素として、長年待ち望んできたものである。

その実現への道筋が道路中期計画によりようやく示されたこの時に、安定的な財源を無くそうとすることは、地方に住む我々を切り捨ててよいと言っていることにほかならない。

さらに、今回の暫定税率等の失効に伴う財源の消失により、ほとんどの自治体が、継続中の事業を含め、多くの道路整備事業が執行の見合わせを余儀なくされるなど、多大な影響を受けている。

今後、これ以上現在の状態が継続すれば、福祉や教育など他の分野にも影響が及ぶばかりではなく、自治体経営そのものがたちまち回復困難な状況に陥ることとなりかねず、ひいては地方の経済や住民生活に深刻な影響を及ぼすことは明白である。

我々は、政府、国会が、与えられた責務を真摯に再認識し、この窮状からの一日も早い脱却を図るため、以下の事項を速やかに実現する事を強く要求する。

記

- 一 地方に真に必要な道路整備を停滞させることのないよう国、地方の道路財源を十分確保すること。
- 一 道路特定財源の関連法案を速やかに成立させること。万一参議院で法案が成立しなかった場合は、再可決により関連法案を成立させること。
- 一 関連法案が成立するまでに生じた地方の歳入欠陥については、国の責任において、特別な措置を講じること。
- 一 遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うため、地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

平成二十年四月十二日

道路特定財源関連法案の早期成立を求める和歌山県総決起大会